

石岡市告示第 2 0 4 号

一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

石岡市長 谷 島 洋 司

1 入札に付する事項	
件名	令和 7 年度 石岡地区資源物（段ボール）引取り
履行場所	引取り業者（落札者）受入れ先 地内
業務概要	石岡市の収集運搬業者が搬入する資源物の引取り ※詳細は「令和 7 年度 石岡地区資源物（段ボール）仕様書」のとおり石岡市公式ホームページより閲覧すること。
履行期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
予定価格	金 0.55 円（税込） 金 0.5 円（税抜） ※入札は税込価格で行う ※1 kgあたりの引取り単価契約 ※総引取り見込み額：金 85,404 円（税込）
入札保証金	免除
契約保証金	石岡市財務規則第 145 条第 1 項により納めること。 ※総引取り見込み額の 100 分の 10 以上の金額 ※落札決定通知書により決定のあった翌日から、7 日以内に納めること。 ただし、同項のいずれかに該当した場合は、全部又は一部を免除する。
担当課	生活環境部 生活環境課

2 入札参加資格	
本入札における入札参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。	
入札参加資格要件	(1) 令和 5・6 年度石岡市競争入札資格審査申請の有資格者名簿に登録されていること。 (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。 (3) 計量法に定める定期検査に合格した計量設備を有すること。 (4) 以下のすべての要件を満たすこと。 ア 石岡市内に本店を有すること。 イ 石岡市内に受入れ先を有すること。

3 仕様書の閲覧	
(1) 閲覧期間	告示日から令和 7 年 3 月 28 日（金）午後 5 時 15 分まで
(2) 閲覧方法	石岡市公式ホームページよりダウンロードすること。

4 質疑及び回答	
(1) 受付日時	告示日から令和7年3月28日（金）正午まで
(2) 提出先及び方法	石岡市が指定する様式「設計図書質疑応答書」を使用し、下記の電子メール又はファクシミリ番号へ送信すること。送信後、下記の電話番号へ送信の確認をすること。なお、持参による提出も認める。 生活環境部 生活環境課 電子メール seikan@city.ishiooka.lg.jp ファクシミリ番号 0299-23-2225 電話番号 0299-23-1111
(3) 回答日時及び方法	令和7年3月28日（金）午後5時15分までに、質疑者に回答するとともに、石岡市公式ホームページに掲載する。

5 入札方法	
(1) 入札方法	入札書の持参による。 石岡市が指定する様式「入札（見積）書」を使用し、「くじ番号」を記入の上、記名押印をすること。「くじ番号」の記入が無かった場合には「000」として扱うものとする。
(2) 入札書の受付期間	令和7年3月27日（木）午前8時30分から 令和7年3月28日（金）午後5時15分まで
(3) 提出先	〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 石岡市役所 本庁1階 生活環境課窓口 ※持参による提出 ※封筒には業務件名、入札日、会社名の記載があること。

6 入札（開札）	
(1) 入札（開札）日時	令和7年3月31日（月）午後3時45分から
(2) 入札（開札）場所	石岡市役所 本庁1階 101会議室 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1
(3) 入札（開札）の立会い	開札の際の立会いを希望する場合は、入札書の提出後、5 入札方法(2)に記載する受付期間内に、市の指定する様式「入札（開札）立会い希望申請書」を使用し、生活環境部 生活環境課へファクシミリで送信すること。 ファクシミリ番号 0299-23-2225 なお、会場の都合により、立会は原則1社1名とする。立会い者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第1項の規定により、当該入札事務に関係のない職員が立ち会うこととする。
(4) 入札結果の公表	落札者決定後、石岡市公式ホームページに入札結果を掲載する。

7 落札候補者の決定方法	
(1) 落札候補者の決定は、予定価格以上の最も高い入札額にて申込みをした者とする。 (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、落札を保留とした上で、くじにより落札候補者を決定する。 (3) 落札者がやむを得ない理由等により契約に至らなかった場合には、次点の入札価格者を落札候補者とする。	

8 落札者の決定方法
(1) 落札者の決定は、開札後に行う審査の時点において、市の指定する様式「一般競争入札参加申請書（事後審査）」及び同申請書に記載の添付書類を石岡市の求めに応じて提出し、入札参加資格を有することが確認された落札候補者とする。 ※（提出先は 5 入札方法(3)に同じ）。 (2) 落札候補者に入札参加資がないこと確認された場合には、落札候補者の入札は無効とし、新たに次の順位の者を落札候補者とする。
9 入札の無効 以下に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者、落札候補者としていた場合には、その決定を取り消す。 (1) 競争入札参加資格がないと認められた者の入札 (2) 提出書類に虚偽の記載をした者の入札 (3) 談合等、公正な入札を害する行為又はその疑いが払拭できないとされた場合の入札 (4) 入札書が2通以上提出された入札 (5) 入札時の添付書類に不備があった入札 (6) 公表した予定価格を下回る金額での入札 (7) 入札告示に定める期限までに生活環境部 生活環境課に未着の入札書を提出した者の入札 (8) 入札価格を訂正した入札書を提出した者の入札 (9) 金額欄の不明確な記載及び訂正等をした入札 (10) 参加者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係が存在する場合の入札 ア 資本関係において親会社と子会社の関係にある場合 イ 資本関係において親会社を同じくする子会社同士 ウ 人的関係において一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 エ 人的関係において一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 オ その他上記アからエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合 (11) 前各号のほか入札告示又は石岡市の契約に関する規則等の入札条件に違反した入札
10 その他 (1) 各種様式は、石岡市公式ホームページよりダウンロードすること。 (2) 落札決定通知書により決定のあった翌日から、7日以内に石岡市と契約を締結すること。